

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### ケイマン諸島：FATCA/CRS に関する最新情報

#### ～新ポータルサイトが 11 月上旬にオープン、2019 年報告期限の延長～

2020 年 11 月 16 日

2020 年 10 月 30 日、ケイマン諸島国際税務協力局（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は「DITC ポータル」のオープンに関する情報・アップデート「[Industry Advisory DITC Portal Opening](#)」（DITC ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。今回は、DITC ポータルのオープン並びにケイマン諸島における FATCA 及び CRS の 2019 年報告期限の延長と、新たに 2020 年に公表された CRS 確認様式の提出について簡単に概要を記す。

#### 1. DITC ポータルのオープン

前述のとおり、DITC は現在閉鎖している AEOI（Automatic Exchange of Information：自動的情報交換制度）ポータルに代わり、「DITC ポータル」を 2020 年 11 月上旬にオープンすることを発表した。DITC は当該ポータルでのアカウントの有効化手順等を記載した電子メールを AEOI ポータルに登録済みのユーザー向けに送付する。

AEOI ポータルに未登録である新規ユーザーの DITC ポータルへの登録については、[DITC ウェブサイト](#)（英語）上の DITC ポータルの「Registration and Login Page」にある「CRS & FATCA Registration」より行うこととなる。

DITC ポータルのユーザーガイドは、当該ポータルがオープン次第公開される。また、AEOI ポータルと DITC ポータルの相違点については、更新版の CRS ガイドラインと合わせて [DITC ウェブサイト](#)（英語）上に公表予定である。

#### 2. 2019 年報告期限の延長

2019 年を対象とする US FATCA 報告、CRS 対象国別申告及び CRS 宣誓申告の期限が 2020 年 11 月 16 日（当初期限：2020 年 9 月 18 日）から同年 12 月 16 日まで、再度延長された。

#### 3. CRS 確認様式の提出

2020 年 2 月に改正されたケイマン諸島における CRS 規則のうち、第 9 条改正内容に基づき、ケイマン諸島報告金融機関（Cayman Reporting Financial Institution: 以下「CRFI」）は、対象暦年中の CRS 遵守状況を宣誓する「[CRS](#)

[遵守状況に係る確認様式](#)（以下「CRS 確認様式」）」（CRS Compliance Form DITC ウェブサイト（英語、PDF））の年次提出が求められることとなった。提出期限は毎年 9 月 15 日を予定しているが、2019 年対象報告については、2021 年 3 月 31 日（当初初回期限：2020 年 12 月 31 日）まで延長される旨が公表された。CRFI は併せて公表された[様式注釈書](#)（Notes on the CRS Compliance Form DITC ウェブサイト（英語、PDF））及び今後公表予定のユーザーガイドを参照の上、DITC ポータルを通じて期限内に提出することが求められる。

デロイト トーマツのクライアントについては、CRS 確認様式及び様式注釈書の参考和訳を作成の上、配布する予定である。

#### おわりに

US FATCA 報告とは異なり、CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告が必須であるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数数を指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して"デロイト ネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001